

## 会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 令和5年6月19日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	鈴木勝利
2番	伊藤知子
3番	藤田尚美
4番	磯山和男
5番	池辺己実夫
6番	甲斐徳之助
7番	水梨伸晃
8番	塚原正彦
9番	遠藤憲子
10番	大森和夫
11番	加藤政之
12番	出澤大
13番	山本伸子
14番	小松崎伸
15番	伊藤裕一
16番	柳井哲也
17番	杉森弘之
18番	須藤京子
19番	黒木のぶ子
20番	高嶋基樹
21番	諸橋太一郎
22番	石原幸雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
監 査 委 員	早 川 広 行
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	二野屏 公 司
総 務 部 長	飯 野 喜 行
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	大 徳 通 夫
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	関 達 彦
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 財 政 課 長	糸 賀 修
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 高齡福祉課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 医療年金課長	石 野 尚 生
環境経済部次長兼 商工観光課長	神 戸 千 夏
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田修
庶務議事課主査	椎名紗央里

## 令和5年第2回牛久市議会定例会

### 議事日程第6号

令和5年6月19日（月）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第30号 牛久市文化財保護条例について
- 日程第 2. 議案第31号 牛久市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第32号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第33号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第34号 牛久市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第35号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7. 意見書案第1号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出について
- 日程第 8. 意見書案第2号 薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書の提出について
- 日程第 9. 請願第 3号 介護保険制度の改善を求める請願書
- 日程第10. 請願第 4号 小中学校の学校給食費無償化と地場産食材の拡充を求める請願書
- 日程第11. 総務企画常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第12. 教育文化常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第13. 保健福祉常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第14. 閉会中の事務調査の件

午前10時00分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は22名です。これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

特別委員会正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、御報告申し上げます。

去る6月9日に、交通体系整備促進調査特別委員会、議会改革推進特別委員会、広聴特別委員会、及び、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化に関する特別委員会がそれぞれ開催され、交通体系整備促進調査特別委員会委員長に黒木のぶ子議員が、副委員長に甲斐徳之助議員が、議会改革推進特別委員会委員長に杉森弘之議員が、副委員長に磯山和男議員が、広聴特別委員会委員長に鈴木勝利議員が、副委員長に加藤政之議員が、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化に関する特別委員会委員長に石原幸雄議員が、副委員長に藤田尚美議員がそれぞれ互選されました。

以上が、各特別委員会正副委員長の互選の結果であります。

日程第1、議案第30号ないし日程第6、議案第35号の6件、日程第7、意見書案第1号及び日程第8、意見書案第2号の2件、日程第9、請願第3号及び日程第10、請願第4号の2件を一括議題といたします。

○

議案第30号 牛久市文化財保護条例について

議案第31号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

議案第32号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第33号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第34号 牛久市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第35号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

意見書案第1号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出について

意見書案第2号 薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書の提出について

請願第3号 介護保険制度の改善を求める請願書

請願第4号 小中学校の学校給食費無償化と地場産食材の拡充を求める請願書

○諸橋太一郎 議長 本件に関しましては、各常任委員会委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、杉森弘之総務企画常任委員長。

令和5年6月19日

牛久市議会議長 殿

総務企画常任委員会

総務企画常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第31号	牛久市税条例の一部を改正する条例について	原案可決

〔総務企画常任委員長杉森弘之議員登壇〕

○杉森弘之 総務企画常任委員長 総務企画常任委員会委員長審査報告を行います。

令和5年6月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る6月12日委員会を開催し、市執行部の出席を求め、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第31号は、牛久市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法等の改正により、国税である森林環境税が導入されたことに伴い、令和6年度から個人市民税均等割と合わせて1人年額1,000円を課税する措置を講じるための改正及び道路交通法等において、現行の原動機付自転車から区分して新たに定義された一定の要件を満たす電動キックボード等の特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とするための所要の改正並びに引用条項及び文言の整理を行うものであります。

審査に当たり委員からは、森林環境税が住民税と合わせて徴収する方法となることに伴い、徴収の非対象者について質疑があり、市執行部からは、住民税が非課税となる住民においては森林環境税も非課税となるとの答弁がありました。

また、委員からは、森林環境税に先立ち既に導入されている森林環境譲与税について、市町村等への配分方法について質疑があり、市執行部からは、国のほうで全額をまとめてから、客観的な基準として、私有林・人工林の面積、林業の就業者数、人口の3点で案分することになっているとの答弁がありました。

さらに委員からは、特定小型原動機付自転車となる電動キックボードについて、課税対象者の想定について質疑がなされ、市執行部からは、電動キックボードの台数を把握できるデータがないので、厳密な登録見込み台数については不明であるが、現時点で市民からの問合せ等もない状況を勘案すると、恐らく数万台程度になるのではないかと想定しているとの答弁がありました。

以上、1件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第31号は賛成多数により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、公共交通についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛て申出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 次に、伊藤教育文化常任委員長。

令和5年6月19日

牛久市議会議長 殿

教育文化常任委員会

委員長 伊藤 裕一

教育文化常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第30号	牛久市文化財保護条例について	原案可決
意見書案第1号	特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出について	原案可決
請願第4号	小中学校の学校給食費無償化と地場産食材の拡充を求める請願書	採 択

〔教育文化常任委員長伊藤裕一議員登壇〕

○伊藤裕一 教育文化常任委員長 教育文化常任委員会委員長審査報告を行います。

令和5年6月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る6月12日委員会を開催し、市執行部の出席を求め、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第30号は、牛久市文化財保護条例についてであります。

本件は、文化財及び文化財に準ずるもののうち、地域に伝え残され及び親しまれているもので、保存及び活用の必要があるものを、牛久市認定市民文化遺産として認定できる制度を新設するとともに、文化財保護審議会について規定するほか、所要の改正、規定の整備を行うものです。

審査に当たり、委員からは、市認定市民文化遺産の管理費用の所有者負担について質疑がなされ、市執行部からは、現制度では管理に必要な費用は所有者等の負担となっており、補助等は考えていないが、他自治体の状況の調査及び認定した団体等の意見を聴取しながら、今後検討していくとの答弁がありました。

次に、意見書案第1号は、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出についてであります。

本件は、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子供の増加や、様々な障害のある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向け、政府に対し財政措置を含めた特段の措置を講じることを求めるものです。

次に、請願第4号は、小中学校の学校給食費無償化と地場産食材の拡充を求める請願書であります。

委員からは、国が進める異次元の少子化対策において給食費の無償化が検討されていること、牛久市において給食費を完全無償化するためには3.3億円の財源を必要とすることから、無償化の早期実現のための財源確保を期待する賛成討論がありました。また、子育て支援施策の充実により、転入者の増加を図ることで税収の確保につながること、無償化について保護者から要望が多く寄せられていること、地場産食材の拡充についても当然の要望であるとの賛成討論がありました。

また、委員からは、財源確保の課題や、牛久市は自校方式という特別な形を取っているため、経費が余計にかかるという部分を判断しなければならないとの反対討論がありました。

以上、3件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第30号及び意見書案第1号は、全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定しました。また、請願第4号についても、賛成多数により内容適切なものと認め、採択すべきものと決定いたしました。

また、公共施設についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続審査とすることを全会一致により決し、議長宛て申出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で、伊藤教育文化常任委員長の報告は終わりました。

次に、遠藤保健福祉常任委員長。

令和5年6月19日

牛久市議会議長 殿

保健福祉常任委員会

委員長 遠藤 憲子

保健福祉常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
-------	----	-------

議案第32号	牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第33号	牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
意見書案第2号	薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書の提出について	原案可決
請願第3号	介護保険制度の改善を求める請願書	採 択

〔保健福祉常任委員長遠藤憲子議員登壇〕

○遠藤憲子 保健福祉常任委員長 保健福祉常任委員会委員長審査報告。

令和5年6月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る6月13日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第32号は、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、高齢者の医療費の増加に伴う保険税の負担に係る公平性の確保を図るため、後期高齢者支援金分の賦課限度額を2万円引き上げるとともに、軽減判定所得の基準を引き上げ、低所得者に対する保険税軽減措置の拡充を図るため所要の改正を行うものです。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯に対し、国民健康保険税の減免を実施するため、所要の改正を行うものであります。

審査に当たり、委員からは、賦課限度額が引き上げられることにより影響を受ける人数と増収となる金額について質疑がなされ、市執行部からは、令和4年度のシミュレーションによれば、後期高齢者支援分で20万円の賦課限度額であったときに限度額まで課税されていた世帯数は257世帯であり、仮に22万円を限度額とすると222世帯となり35世帯の減となる。また、増収となる金額は約475万円と試算しているとの答弁がありました。

さらに、委員からは、判定基準の引上げによる世帯数と影響額の見込みについて質疑がなされ、市執行部からは、令和4年度のシミュレーションによれば、5割軽減を受けていた世帯数は1,280世帯であり、判定基準の引上げでは1,309世帯と29世帯の増となり、2割軽減にあつては、令和4年度に実際に軽減を受けた世帯が1,397世帯であり、判定基準の引上げでは1,478世帯と81世帯の増となる。また、判定基準の引上げにより軽減を受けられる世帯の増による影響額は約177万円の減となるとの答弁がありました。

議案第33号は、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免について、令和4年度以前の保険料であつて、その納期が令和5年4月1日以降と定められたものにも適用するため改正するものであります。

審査に当たり、委員からは、この改正による介護保険料の減免の対象となる方々について市としては把握しているかとの質疑がなされ、市執行部からは、令和5年3月に牛久市へ転入してきた方、あるいは65歳に到達したことなどにより令和4年度分として発生した保険料の納期が令和5年4月1日以降となるような方が150人ないし200人ということで確認しているが、全ての方が減収になったわけではないので、本件が可決された場合には、対象となる方々に個別に案内を送付する予定であるとの答弁がありました。

意見書案第2号は、薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書の提出についてであります。

本件は、薬剤耐性対策を国家戦略として、その感染予防・管理、研究開発・創薬、国際協力等を着実に推進するなど、薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取組体制の強化を国に対して求めるものです。

請願第3号は、介護保険制度の改善を求める請願書であります。

本件は、介護保険の利用料引上げ、要介護1、2の生活援助などの保険外しなどの見直しを行わないことや、介護保険料、利用料、食費・居住費などの負担軽減、介護報酬の改善など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと、介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げることなどを求めるものです。

審査に当たり、委員からは、要介護軽度者の介護サービス利用を狭めたり、介護従事者が少ないために、サービスはあっても利用できない状況などが牛久市においても散見されるが、これらの状況の改善は一地方自治体においてできることではなく、介護保険制度全体の中で考えていくべき問題であるため、この請願の趣旨を地方から国に意見として上げていくことも必要であるとの意見がありました。

また、委員からは、財源の問題もあるため、国の指針を見ながら牛久市でも対応すべきと思うが、———介護が必要となってしまった人をもう一度社会復帰させるという意味からも、サービスの削減には反対したいと考えているとの意見がありました。

以上、4件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第32号、議案第33号及び意見書案第2号は、全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

請願第3号は、可否同数により委員長裁決の結果、採択すべきものと決定いたしました。

また、牛久市の介護保険事業、及びケアラー・ヤングケアラーの支援についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛て申出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で、遠藤保健福祉常任委員長の報告は終わりました。

次に、池辺環境建設常任委員長。

---

令和5年6月19日

牛久市議会議長 殿

環境建設常任委員会

委員長 池 辺 己実夫

環境建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第34号	牛久市下水道条例の一部を改正する条例について	継続審査

〔環境建設常任委員長池辺己実夫議員登壇〕

○池辺己実夫 環境建設常任委員長 環境建設常任委員会委員長審査報告。

令和5年6月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る6月13日に委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第34号は、牛久市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、公共下水道事業の健全な事業運営及び安定的なサービスの提供、計画的な下水道施設の更新を行うための適正な下水道使用料について、牛久市下水道事業審議会において審議した結果、下水道使用料の改定が必要であると判断したことから、牛久市下水道条例の改正を行うものであります。また、下水道使用料の改定に伴い、使用料金表を税込み表記ではなく、税抜き表記へと改正するものであります。

審査に当たり、委員からは、今回の改正の背景、理由は十分に理解しており、料金の見直しの必要性も理解をしているが、今後の大きな政治日程を考慮に入れて、今回は継続の取扱いが望ましいと判断するとの意見がありました。

また、委員からは、改正施行日が令和6年4月1日ですが、もし遅れた場合のデメリットについて質疑がなされ、市執行部からは、使用者の負担は変わらず、下水道事業運営側は、一般会計から基準を超えた繰出しをして不足分を補填する以外に方法がないのが現状であるとの答弁がありました。

次に、委員からは、25年間値上げをしてこなかった背景について質疑がなされ、市執行部からは、使用者負担について可能な限り負担を増やしたくないことと、本来であれば改定すべきであった部分について、一般会計から基準外の繰入れをすることで事業が動いていたことで常態化してしまったことが実情と考えているとの答弁がありました。

さらに、委員からは、下水道審議会に市区町内会の人の代表がほとんどで、一番負担をするで

あろう企業が入っていない。病院や学校等が大口でそれらの意見を吸収していないことについて質疑がなされ、市執行部からは、大口というのは100立方メートル以上毎月使用している方という形で区切らせていただきますと100立方メートル以上使用している方を件数でいうと全体の約0.51%、毎月30立方メートルぐらいの量で使用している方が全体の約90%以上となっている。そのため、全体の約90%を占める個人の方、もしくは商工会関係の方を委員に選出しているとの答弁がありました。

以上、1件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第34号は、委員から継続審査を求める意見があり、採決の結果、賛成多数により閉会中もお継続審査とすることに決し、議長宛て継続審査の申出をいたしました。

以上、御報告申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 以上で、池辺環境建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、黒木予算常任委員長。

令和5年6月19日

牛久市議会議長 殿

予算常任委員会  
委員長 黒木 のぶ子

#### 予算常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第35号	令和5年度牛久市一般会計補正予算（第2号）	原案可決

〔予算常任委員長黒木のぶ子議員登壇〕

○黒木のぶ子 予算常任委員長 予算常任委員会委員長審査報告。

令和5年6月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案第35号、令和5年度牛久市一般会計補正予算（第2号）、以上1件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る6月14日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第35号は、令和5年度牛久市一般会計補正予算（第2号）であります。

初めに、経営企画部、総務部等所管について、委員からは、会計年度任用職員としての障害者雇用について、今般4名を採用することになっているが、現在の障害者の雇用率と法定の雇用率に対するの比較、また当該職員の採用により雇用率がどのように変化するかについて質疑がなされ、市執行部からは、4月1日現在で、法で求められている障害者雇用率が2.6%であるところ、当市の雇用率は2.34%であるが、今回の任用によって6月1日を基準として雇用率が2.96%となる見込みであるとの答弁がありました。

また、委員からは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画及び実績の公表について質疑がなされ、市執行部からは、ホームページでの公表を行っているところであるが、令和4年度の実績等についても取りまとめが完了次第、ホームページでの公表を予定しているとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について、委員からは、物価高騰対策補助金について、民間児童クラブに対する支援の決定に至る段階において、学校給食費の物価高騰分の支援について検討がなされたのかとの質疑がなされ、市執行部からは、令和5年度の学校給食費の物価高騰分については、当初予算に計上されているとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管について、委員からは、社会福祉費の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業を精算する事業における補正予算額の根拠について質疑がなされ、市執行部からは、令和4年度の住民税非課税世帯に対する10万円の給付事業と、電力・ガス・食料品等価格高騰に対する5万円の給付事業という2つの事業の精算金となっており、内訳としては事務費が1,886万6,000円、事業費が3,430万円である。当初に見込んだ給付対象世帯数よりも給付の実績が少なかったことによる精算金であるとの答弁がありました。

また、委員からは、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の申請の流れについて質疑がなされ、市執行部からは、7月中に給付対象世帯に対して住民税非課税世帯であることの確認と、過去の給付金の振込実績に基づく口座情報の確認を兼ねた確認書を送付した後、給付対象世帯から確認書の返送を受け、市において確認書等の内容を確認し、8月上旬に第1回目の振込を考えているとの答弁がありました。

次に、環境経済部所管について、委員からは、輸送運送事業者に対する支援について、業者への制度の周知方法や、かっぱ祭りを支援する事業における経費節減等の工夫について質疑がなされ、市執行部からは、運送事業に関する業者への制度の周知方法については、トラック協会に加盟している運送事業者に関しては直接、それ以外の事業所に対しても、昨年度と同様、広報紙やメールマガジン等で周知していきたいと考えている。また、かっぱ祭りに関する経費節減等の工夫については、運送事業所から提示された見積り金額に関しても直接交渉を行い、少しでも金額を下げてもらおうようにしている。しかし、警備に関しては人員を削減することが困難であるため、これまでどおり予算計上しているとの答弁がありました。

また、委員からは、かっぱ祭りのステージが劣化しているということですが、以前と大きく変わったものについて質疑がなされ、市執行部からは、提灯や電気工事に係る事業費が大きく変わっているが、メインステージに関しても毎年ステージ設営に協力をいただいている建設業協会に

状態を確認してもらった結果、このまま使用するの危険であるとの判断がなされたため、メインステージの設営費についても大きな変更が生じているとの答弁がありました。

付託されました案件につきまして、審査の結果、議案第35号は全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 9番遠藤憲子議員。

○遠藤憲子 保健福祉常任委員長 先ほどの保健福祉常任委員会の報告で、削除をお願いしたい文言がございますので、そのことをお伝えしたいのですが、よろしいでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 はい。

○遠藤憲子 保健福祉常任委員長 自席でよろしいですか。

○諸橋太一郎 議長 演台にどうぞ。

〔保健福祉常任委員長遠藤憲子議員登壇〕

○遠藤憲子 保健福祉常任委員長 保健福祉の審査報告の中で、請願第3号、介護保険制度の改善を求める請願書の中で、委員の意見として「———介護が必要になってしまった」という言い方で述べてしまいました。これは適切な表現ではなかったので、「———」の部分の削除をお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で、黒木予算常任委員長の報告は終わりました。

これにて、各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより、各……、5番池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 今、黒木議員ではなくて、遠藤議員だと思います。

○諸橋太一郎 議長 いえ、流れの中でやったので、大丈夫です。よろしいですか。

これにて、各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。なお、質疑は一括質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。9番遠藤憲子議員。

〔9番遠藤憲子議員登壇〕

○9番 遠藤憲子 議員 議案第31号、牛久市税条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

国税である森林環境税は、年額1,000円が2024年度から開始され、個人住民税均等割に上乗せして課税されます。徴収するのは市町村です。今まで、東日本大震災の復興特別住民税として徴収していた個人住民税均等割上乗せ分1,000円が2023年度末で終了することで、森林環境税と名前を変えて、継続して国民に負担を求めるものです。個人住民税の均等割は、所得割が非課税となる人にも一律の額で上乗せされるもので、逆進性が高く、国民生活を圧迫するやり方はやめるべきです。均等割への一律上乗せは、低所得者の負担増となります。

2019年から森林環境譲与税が自治体へ交付されていますが、交付基準の人口指標が林業従事者の割合よりも高くされたことで、市有人工林がない都市部に多額に配分される問題等が指摘されています。森林を有する自治体が体制整備や森林整備に活用できるように、交付基準の見直しや、森林環境税、森林環境譲与税が森林整備に安定的な財源確保策としてふさわしいのか、林業経営者からも疑義が示されています。

森林整備の財源は、国の一般会計の森林予算や地方交付税で保障すべきもので、新たな税負担を国民に求めるべきではありません。よって、新たに森林環境税として国民に負担を求める内容を含む条例改正に反対いたします。

委員各位に御賛同をお願いいたし、反対討論といたします。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。15番伊藤裕一議員。

〔15番伊藤裕一議員登壇〕

○15番 伊藤裕一 議員 議案第34号の原案並びに請願第4号について、賛成の立場から討論いたします。

初めに、議案第34号、牛久市下水道条例の一部を改正する条例について。

本件は、下水道使用料金を令和6年4月1日より引き上げ、改定しようとするものでありますが、1年以上にわたり牛久市下水道事業審議会において、有識者による公開の場での慎重な審議を経た末に決定されたものであり、下水道が整備されていないエリアにお住まいの市民の支払った税金も含む一般会計からの基準外繰入れをなくし、老朽化が進む下水道施設を適切に修繕、更新していくことを可能とする料金水準としようとするものであります。一見、市民負担増につながる議案ではありますが、今後、本市の下水道管は順次耐用年数の50年を経過することとなります。近い将来、下水道管の破損が相次ぎ、財源不足で修繕できないという最悪の事態を防ぐため必要な改正であり、環境建設常任委員会において、政治日程を考慮に入れて継続審査との意見もありましたが、誰が市長を務めたとしても、下水道料金の改定は不可避であると考えます。

また、10月定例会で料金改定が決まるのかも未確定な状態では、市民や企業に対して市から説明することもできず、継続審査案の大きな理由と考えられる市民への説明が、むしろ後退する事態ともなりかねません。仮に本件が継続となり、10月定例会で可決されたとしても、企業においては、来年度の事業計画がほぼ出来上がっているであろうタイミングであり、その後料金改定の説明を始めたとしても、間に合わないということも想定されます。

そこで、本条例案については、速やかに本定例会で可決の上、市民並びに企業への徹底した情報公開と説明を開始いただくことを望むものであります。同時に、適切な下水道ストックマネジメントの推進、民間活力の導入といった、市民負担増をできるだけ抑えるための方策についても推進していただくよう提言し、議案第34号の原案に対する賛成討論とさせていただきます。

続いて、請願第4号、小中学校の学校給食費無償化と地場産食材の拡充を求める請願書について。

小中学校給食費無償化は、私の所属政党日本維新の会が、大阪府で2020年度から小中学校の給食費全額無償化が実現したのをはじめ、県内自治体では城里町、大子町、稲敷市、潮来市、

河内町、北茨城市、日立市、境町が小中学校で給食費無償化を実施、水戸市でも本年4月より中学校で無償化を実施するなど各地に広がりを見せており、国が進める異次元の少子化対策の中でも検討が始まりました。可処分所得が増えることになり、子育て世代の生活支援と経済活性化につながると考えられること、国に先駆けて実施することによる人口増効果があると考えられることから、私は給食費無償化実施を目指すべきと考えており、本請願の趣旨に賛同するものであります。

一方、本定例会の一般質問答弁によれば、牛久市では給食費を完全無償化するには3.3億円必要とのことであり、その財源についても検討する必要があると考えます。観光活性化やふるさと納税、企業誘致、国や県へ積極的な給食費無償化のための財政措置を取っていただくよう要望するなど、財源確保策を進めるとともに、給食費無償化が実現した際には積極的にPRを行い、着実な人口増、税収増につなげていただくことを期待いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。10番大森和夫議員。

〔10番大森和夫議員登壇〕

○10番 大森和夫 議員 10番、日本共産党、大森和夫です。請願第3号、請願第4号について賛成の意見を述べたいと思います。

まず、請願第3号、介護保険制度の改善を求める請願書についてであります。

茨城県の社会保障推進協議会から請願が出ております。介護保険制度、提案理由にも書いておりますが、施行から22年たっております。財政的な国の補助が年々減額されている中で、利用料負担が増えて、また介護サービスも低下させられている。介護認定基準も細分化され、利用者もなかなか利用しづらくなっている。また、介護事業者についても、財政的な支援が行わない、賃金の上昇とか、いろいろ国のほうでも政策を行っておりますが、介護従事者の給与は上がらない、離職者が増えているという実態であります。

今後、国で介護制度を検討していくわけですが、いろいろと議論している中でも、なかなか情勢は展開、明るいほうにはしておりません。請願項目にあるように、ここで介護保険の利用に新たな困難をもたらす利用料の引上げ、要介護1、2の生活援助などの保険外しなどの見直しを行うことや、全額公費により、全ての介護事業者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること、介護従業者を大幅に増やし、1人夜勤の解消、人員配置基準の引上げを行うことが急務とされております。

今後、介護保険料、利用料、食費、居住費などの負担軽減、介護報酬の改善など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うことが急務とされております。介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げること、この請願に基づいて、牛久市議会が国に請願することを求めます。

次に、請願第4号、小中学校の学校給食費無償化と地場産食材の拡充を求める請願書について、賛成の意見を述べます。

請願者は新日本婦人の会牛久支部から出ております。

さきの一般質問でも県内自治体の実施状況が明らかになっております。先ほどもありましたが、牛久市での学校給食費の無償化は3億3,000万円で実施できる。できるなら、なぜ実施できないのかということも私としては追及してまいりました。やはり子育て世帯を応援する牛久市をよりPRし、実施していただきたい。

各全国の地方自治体では、子育て支援政策が転入者を増やし、人口の増加と税収の増加になっているというマスコミ報道、テレビ報道も多種報道されております。税金を初期に投資して、継続的に居住者を増やして、住民税などの税収の財源の確保を図る、その第一歩となります。県内の各市町村でも継続ということではなくて、半期や1年単位での実施を表明しているところもあります。ぜひこの請願を採択して、市当局でぜひ実施していただきたいというところです。

地場産食材の拡充についてであります。皆さん御存じのとおり、茨城県は農業大国であります。漁獲高でも日本第2位、農業生産物でも日本第2位となっております。水と緑の豊富な茨城県、県北大子町では名水百選の八溝川という川があつて、これで採れたお米は品質で日本第1位を獲得しております。昨年末の味覚の大会でも見事日本1位を獲得しています。豊富な緑と水を利用した農業大国日本と、その中心の茨城県、この安全でおいしい食材を学校給食に使う、これが、より牛久市の農業のPRとなることは明白であります。

周知のとおり、農業就業者においては、平均年齢が70歳以上を超えていることが当たり前、なかなか農業生産を継続できる後継者が育っていないという実態もございます。農業生産額の売上げに寄与し、地元食材の安全性のPR、小中学生の給食に使うことで、より一層農業経営に寄与できることも明らかになっております。牛久の自校方式の有効性、優位性を生かして、おいしい安全な食材購入主要ルートを確立することが求められているところだと思います。

請願項目にあるように、完全無償化をぜひ実施していただく、また地場産食材の拡充と、有機農産物の使用をさらに進め、子供たちに健やかな成長を保障する、この請願をぜひ採択していただきたいと思います。議員各位に御賛同をお願いいたし、賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。13番山本伸子議員。

〔13番山本伸子議員登壇〕

○13番 山本伸子 議員 議案第34号、牛久市下水道条例の一部を改正する条例について、賛成の討論です。

執行部から提出された資料を見ますと、人口減少や節水による各家庭からの排出汚水量の減少といった将来予測から使用料収入の減少が見込まれ、また下水道施設については、10年後には全体の50%以上の施設が設置から40年以上経過し、維持修繕に係る費用は増大していく見込みであり、令和6年度から令和10年度の5年間で約11億6,600万円の収入不足となると試算されております。

人口減少は全国的な問題であり、牛久市も例外ではなく、人口減少により使用料収入が減少することは容易に想像ができますし、下水道施設の老朽化についても、人口が減少したからといって施設が減るわけではありません。ストックマネジメント計画を策定し、予防保全的に維持修繕に努めていく旨を執行部から説明されておりますが、燃料費や人件費など費用の増大は避けることはできないでしょう。また、昨今の想定外の豪雨による浸水対策や地震対策に備える体制も新たな課題です。

現在の使用料体系を変えることなく、今後も事業を進めた場合、この11億6,600万円の不足分は、一般会計からの基準外繰出金により補填されることとなります。この基準外繰出金は、私が以前決算委員会でお尋ねした際の御答弁では、年間約2億円に上るとのことでした。このことは、ひいては一般会計を圧迫することになり、本来の福祉や教育、都市計画の事業ができなくなることであり、税負担に対する受益の公平性の観点からも問題であると考えます。

下水道事業の運営については、雨水処理に関する費用は公費から、汚水処理に関する費用は市費で賄うべきとされており、本来この不足分は、利用者からの使用料収入により賄うことが適当であり、下水道を使用することができない下水道区域外の市民の税金から、基準外の繰出金として補填することは適当ではなく、使用料収入をもって運営を行うべきであると考えます。

このことは、令和3年1月に立ち上がった、学識経験者や下水道使用者の代表19名の委員で構成される下水道事業審議会において、1年以上の期間をかけ、全8回の議論を行い、提出された答申からも明らかです。この審議会の開催予定や審議会の議事録などは、その都度ホームページに公開されており、審議会も公開で傍聴することが可能でした。私も審議会を傍聴させていただきましたが、活発な意見が飛び交い、一般家庭に与える影響から、大口の事業者である病院や福祉事業所に与える影響まで、多様な使用者に配慮した議論が行われ、持続可能なまちづくりを想定した議論が交わされておりました。審議会の意義を考えますと、1年以上かけて、19名に上る多くの委員の方たちが真剣に審議した結果としての答申は尊重すべきと考えます。

下水道使用料については、平成9年以来、25年以上据え置かれており、本来はもっと早期に改定が必要ではなかったかという議論もあろうかとは思いますが、今この議論をしても始まらないのは言うまでもありません。現在必要なのは、下水道使用料の改定について、今議会で決定し、相応の負担をお願いすることになる市民や市内事業者などに、市の下水道事業の現状も含め、一日も早く周知、説明し、理解を得ることであり、事業所などの資金繰りや収支の見通しといった翌年度の事業運営に影響が出ないように、十分な周知期間を確保することだと考えます。

継続審査制度は、常任委員会の閉会中所管事務調査として活用することに意義がありますが、今回の条例改正案のどこが審査不十分として、引き続き審議していくのでしょうか。

委員長報告の中に、議案の継続審査が望ましい理由として、今後の大きな政治日程を考慮に入れてという意見がありましたが、これが継続審査の理由に値するとは思えません。継続審査として問題を先送りし、いたずらに遅らせることは、今まで述べてきたデメリット以外は見当たらず、選択すべきでないと考えます。

議員各位の賢明な御判断をお願いし、私の賛成討論といたします。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。12番出澤 大議員。

〔12番出澤 大議員登壇〕

○12番 出澤 大 議員 れいわ新選組、市民クラブの出澤 大です。私は、介護保険制度の改善を求める請願第3号に、賛成の立場から討論を行います。

日本人の寿命が延び、人生100年時代と言われる昨今、健康に暮らすことの大切さは、今さら私が述べるまでもなく大切なことだということは、ここにいる全ての方が御理解されているものと存じます。しかし、介護事業者が経営難に陥り閉所してしまったり、給与が安いからと人手が不足してしまったり、困るのはサービスを受ける本人だけではありません。要介護1や2と認定された障害者のサービスが削減されてしまったり、家庭内で介護しなければならなくなる家族への負担が増大するのは言うまでもなく、それは既に表面化し、問題となりつつある。今現在の人手不足だけではなく、将来においても本来働くはずの人材が家族の介護に追われてしまい、貴重な労働人口が失われてしまいかねないことを意味します。

そもそも介護保険制度は何のために導入されたのか。介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行、また介護離職問題などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として2000年に創設されました。この問題は、現在の高齢者、障害者と、この制度を支える現役世代だけの問題ではありません。高齢者、障害者に、障害者がいかにも世間の負担のように、現役世代との対立をあり、老人は老害化する前に集団自決、集団切腹みたいなことをすればいいと、とんでもない発言をした学者もいます。これは緊縮財政に都合よくさせられたプロパガンダです。それでは、今の20代、30代が高齢者となったときはどうなるのでしょうか。現在よりもさらに現役世代が減るのです。困るのは、現在の若者だけではありません。これからの日本を背負って立つ、またこれから生まれてくる子供たちが困るのです。後世にそのような負担構造を積み残したままにしてよいのでしょうか。よいわけがありません。私たちの子や孫の世代が困らないよう、介護業界を成長産業とすべく、あらゆる手段を今講じるべきなのです。

地方自治体は、国や県の出先機関ではありません。もちろん財政面でも制約があり、政策も県や国の意向に影響される現実があることも否定できません。しかし、市民に一番近い基礎自治体の議会である、また市民の代表者たる我々が、民意を丁寧に拾い上げ、国や県に対してもしっかりと意見を述べていく必要があるものと強く訴えるものであります。

また、障害を持つ当事者の経験から申し上げたい。私は2015年に脳出血により緊急搬送され、このまま意識が戻らないかもしれない、助かってもこれから一生車椅子の生活となる、普通の生活はできないだろうと、私の意識が戻らない中、妻と母は医師から告げられました。約5か月の入院期間を経て、身の回りの最低限のことができるようになり退院しましたが、脳出血の影響による重い後遺症により、左半身麻痺が残りました。生活するのに車椅子が必要でした。日常生活にも妻の助けが必要でした。退院後、要介護1の認定を受け、週6日、2か所のデイサービスに通い、懸命にリハビリを行いました。それは、何としても社会復帰を果たしたいとの強い

思いからでした。デイサービス施設のスタッフの熱意にも支えられ、翌年には車椅子が必要のない生活を送るまで回復できました。その後は、自営業を通じて社会復帰を果たしただけでなく、発症から8年経過した今現在は、牛久市議会議員として今この場で介護保険制度の改善を求める請願に対して、賛成の立場から討論を行えています。これは、日本の充実した介護保険制度に支えられてのことであり、この制度を維持運営してくれた国や県、牛久市、また関わってくださった多くの皆様には感謝しかありません。

その上で、こう思うのです。サービスの削減や負担増を今論じるべきではない。介護業界に積極的に投資を行い、介護の現場で働く人々の生活を支え、経済の好循環を生むべきだと。私は障害者となり、苦しい思いをしてきた当事者としても、この請願事項に対して、強い賛成の意を表するものであります。議員各位におかれましても、御賛同くださることを御期待申し上げ、賛成討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 これをもって討論を終結いたします。

これより日程第1、議案第30号ないし日程第6、議案第35号の6件、日程第7、意見書案第1号及び日程第8、意見書案第2号の2件、日程第9、請願第3号及び日程第10、請願第4号の2件について、順次採決いたします。

この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。サイドボックスに表示された会議ボタンを押して、会議室に入室してください。会議室に入室後、採決ボタンを押し、議題一覧が表示されることを確認してください。

初めに、議案第30号、牛久市文化財保護条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、牛久市税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第31号は委

員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、牛久市下水道条例の一部を改正する条例について。牛久市下水道条例の一部を改正する条例については、継続審査の可否、牛久市下水道条例の一部を改正する条例については、委員長から会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。議案第34号について、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第34号、牛久市下水道条例の一部を改正する条例については、継続審査の可否は、委員長申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、議案第35号、令和5年度牛久市一般会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第1号、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、意見書案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号、薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決す

ることに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、意見書案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第3号、介護保険制度の改善を求める請願書、本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成少数であります。よって、請願第3号は不採択とすることに決しました。

次に、請願第4号、小中学校の学校給食費無償化と地場産食材の拡充を求める請願書、本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、請願第4号は採択することに決しました。

次に、日程第11、総務企画常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。



総務企画常任委員会の閉会中の継続調査について

○諸橋太一郎 議長 本案は、総務企画常任委員長から、会議規則第111条の規定により、サイドブックに登載いたしましたとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は委員長申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、日程第12、教育文化常任委員会の閉会中の継続調査について。



教育文化常任委員会の閉会中の継続調査について

○諸橋太一郎 議長 本案は、教育文化常任委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、サイドブックに登載いたしましたとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、日程第13、保健福祉常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。



保健福祉常任委員会の閉会中の継続調査について

○諸橋太一郎 議長 本案は、保健福祉常任委員長から、会議規則第111条の規定により、サイドブックに掲載しましたとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、日程第14、閉会中の事務調査についてを議題といたします。



閉会中の事務調査について

○諸橋太一郎 議長 本件は、サイドブックに掲載いたしましたとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。本案は各委員長申出のとおり、閉会中の事務調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長申出のとおり、閉会中の事務調査とすることに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって令和5年第2回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時24分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 諸 橋 太 一 郎

署名議員 藤 田 尚 美

署名議員 磯 山 和 男